

堺市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会

平成24年度まとめ

1) 経過（これまでの流れ）

地域生活支援部会は、平成21年度に「全ての障害者（児）が、自分らしくいきいきと暮らすため、相談支援を中心に、個々のニーズに柔軟に対応し、地域での生活を実現すること」を目的として設置されました。

まず議論の前提として、この部会の基本的立場が以下のとおりに確認されました。

堺で「地域で、その人らしく、生活する」ということを実現するために
必要なことについて協議を重ね、不断の努力をしていくこと

その前提のもとに活発な議論が交わされ、「平成21年度まとめ」としてまとめられました。立場の異なる支援者が一堂に会し、問題意識の所在と解決への具体策を示し合って共有していくプロセスは、非常に貴重な体験となりました。

しかしながら「平成21年度まとめ」は、具体的な解決策を示すことができたものではなかったことから、平成22年度においては、「平成21年度まとめ」における「検討事項」とされた以下の5項目のうち、ほかで具体的な取り組みが始まっておらず（又は始まる予定がなく）、かつ地域生活を支える上で重要性と緊急性が高い「②社会資源〔暮らし〕」をテーマとしました。

- ① 社会資源〔就労〕
- ② 社会資源〔暮らし〕
- ③ 社会資源〔日中活動〕
- ④ 相談支援
- ⑤ 権利擁護・支援ネットワーク

また、その項目においても、最も議論の多かった「ホームヘルプの課題について」及び「暮らしの場の整備について（グループホーム等）」をメインテーマ、事務局提案として「余暇支援について」をサブテーマとし、集中的に議論を行いました。

その結果、これらのテーマごとに優先度や実行可能性等を踏まえつつ一定の解決策を打ち出した「平成22年度まとめ」が提示されるとともに、平成23年度には堺市障害者自立支援協議会におけるプロジェクトチームとして「研修担当」が設置され、「平成22年度まとめ」においてその必要性が提言された「ヘルパー事業者研修」及び「グループホーム事業者研修」の実施に向けた実務的な検討を行うこととされました。

平成23年度においては、前年度の議論の内容をさらに深める形で、「ホームヘルプ」、「暮らしの場（グループホーム等）」、「余暇支援」の3つをテーマに、今後取り組んでいく具体的な中身について検討しました。

2) 今年度の活動報告と、次年度に向けて

「平成23年度のまとめ」の「次年度に向けたテーマ」は、以下の5項目にまとめられています。

- ① 余暇支援
 - ② 研修
 - ③ ネットワークの確保
 - ④ 権利擁護（特に金銭管理について）
 - ⑤ 著らしの場の多様性
- （障害の重さに関わりなく生活し続けるために必要な支援体制）

第1回において、この5項目をもとに今年度のテーマ設定についての議論を行った結果、第2回においては「暮らしの場」、第3回においては「研修及びネットワーク」、第4回においては「権利擁護（金銭管理）」としました。

なお、「①余暇支援」については、障害当事者部会との関係も深く、また様々な課題の背景にあるテーマという側面もあるため、この部会のみで議論するのではなく、全体の議論の中で深めていくこととしました。

議論の要旨

1. むらしの場について

- ① 「入所施設かグループホームか」ではない多様な選択肢
 - ・ 様々な暮らしの場があるような地域づくりが基本である。家族にとっては、あまりそうした情報が提供されていないのではないか。当事者・家族・関係者の共通の思いをどうすれば実現できるかという視点が必要。
 - ・ 社会資源の不足により、どうしても選択肢が限られてしまうという現実もある。
 - ・ むらしの場は本人の能力ではなく希望により選択すべきものであるが、関わり方によっては、本人の選択肢を狭めてしまうこともある。
- ② 入所施設
 - ・ 入所施設では個別ニーズへの細やかな対応が困難であり、地域の中で本人の思いが叶えられる、家族が安心できるシステムをどうつくるかということが重要。
 - ・ 家族が様々な不安を抱える中、「家族がイメージできるもの」が入所施設であり、それが地域で提供できていないために、入所施設が強く求められているのではないか。
 - ・ 今ある入所施設が、ネットワークの中でどんな役割を果たしていくのか、どういう形で入所施設としての機能を持たせるのかについても考えていく必要がある。
 - ・ 既存の入所施設の役割としては、セーフティネットという側面も考えられるが、地域の支援体制が充実し、本当のセーフティネットとの住み分けができるようになれば、施設はもっと小さくなてもよいかもしれない。

③ グループホーム

- ・ 夜間体制がほとんどないことや、医療的ケアについての問題がある。また、現在入居している人も高齢化に伴い暮らし続けることが困難になってきている。
- ・ 一方で、昔なら「とてもグループホームでは無理だろう」「入所施設でなければ難しいだろう」と言っていた人たちが、実際にグループホームで暮らすような状況が生まれてきている中で、家族の自信にもつながってきていている。安心がそこに見えてくることで広がっていくものと考えられる。

④ 困ったときに駆け込める相談支援機能付きショートステイの必要性

- ・ 暮らしの場の充実を前提としつつも、緊急対応として、困ったときに駆け込めるような場所が、地域の身近な所に必要。そこでは断られることなく充分に家族が休むことができ、医療的ケアも受けられるような、相談支援機能付きのショートステイというイメージで、堺市独自のものとして検討できないか。
- ・ ショートステイを必要とする人を新たに受け入れていくためには、ある程度「利用者が入れ替わっていくこと」が必要であるが、その場合、親元に帰すのではなく、そこにいる間に支援者が集まり、どのような支援が必要なのか、徹底的にケア会議ができることが重要。

⑤ コーディネート機能及び24時間対応

- ・ いろんな資源があっても、それをコーディネートする機能が重要となる。また、24時間体制が可能なのかといった問題もある。
- ・ 24時間対応については、常時の医療的なケアが必要な場合と、緊急の場合とがある。
- ・ 現状は「報酬にはつながらないが無理をしながら、しのいでいる」という状態。もっと家族が気兼ねなく頼むことができ、また、使わなくても「あそこに電話できる」というものがあるだけで安心につながると考えられる。そこが明確になれば随分と違ってくるのではないか。
- ・ 提供するのは、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、でよい。それが入所施設の役割という話にもつながっていくのかもしれないが、ピンポイントでそういうときに頼れる所を用意すべきであり、そこにお金を注ぐということが必要。
- ・ 全く知らない人から緊急の連絡が入っても対応できないため、個々の緊急対応のコーディネートについては拠点施設のような所が行うのではなく、あくまで普段から関わっている人が行う必要がある。

⑥ 地域の支援体制の充実等

- ・ ヘルパー、訪問看護、ショートステイ、グループホーム等の資源が圧倒的に不足しており、その数を増やしていくとともに、それらの資源をコーディネートし、必要な人に行き届くようにするためにも、相談支援の充実が必要。
- ・ 健康福祉プラザを拠点とした、地域における医療的ケアのネットワークも必要。

2. 研修及びネットワークについて

① 研修

- ・ 昨年度から、自立支援協議会として「ヘルパー事業者研修」及び「グループホーム事業者研修」を実施している。
- ・ グループホームにおいては事業者間のネットワークが一部にとどまっている状況であり、地域で暮らす上での重要な課題が多く存在しているにもかかわらず、あまり表に出でこない。そのため、全体で議論されにくいといった問題があることから、研修を継続していくことを通じ、ネットワークの構築に向けた1つのきっかけになることが期待される。

② ネットワーク

- ・ 自立支援協議会に関連するネットワークとしてどのようなものがあるのかについて、各委員へのアンケートを実施し、その回答を集約したところ、非常に多くのネットワークがあることが確認された。また、各委員のネットワークに対するとらえ方について、当事者の集まりというとらえ方もあれば、関係機関の集まりというとらえ方もあるなど、それだけで違っている、あるいは幅があることが確認された。
- ・ 自立支援協議会として地域のネットワークを含めたインフォーマルな社会資源に関する情報を収集することも必要なのではないか。なお、これについては、西区自立支援協議会での取り組みが参考になると考えられる。
- ・ その他、自立支援協議会に求められる役割としては、必要とされるネットワークを、主観的ではないにせよ、きっかけや場を提供する形でつくっていくことや、既存のネットワークの活動を応援すること、あるいは、地域のネットワークから出された課題について、解決に向けたコーディネートを行っていくことなどが考えられる。

3. 権利擁護（金銭管理）について

① 登録型生活支援員へのサポート

- ・ 日常生活自立支援事業については以前、1～2年の待機期間が発生していた時期があったが、5年ほど前から対応できる件数が増加してきており、現在は最短で1～2ヶ月程度で対応できるようになっている。一方で、件数の増加に向けて導入された登録型生活支援員へのスーパーバイズが今後の課題。
- ・ 登録型生活支援員については、現在、比較的安定している高齢者のケースを中心に担当しているとのことであるが、今後、知的障害者や精神障害者のケースについても担当していくことであれば、障害の特性を理解する機会の提供に当たり、自立支援協議会として協力できる部分もあるのではないか。

② 就労ケースへの対応

- ・ 就労しているために、社会福祉協議会の通常の業務時間帯では金銭管理ができないケースについて、現在は、午後6時台に本部へ来所してもらい、常勤の専門員が時間外勤務により対応するといった状況であるが、今後に向けて、シフト制の導入なども含めた検討が必要であると考えられる。

③ NPO法人等へのチェック機能

- ・ 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業ではなく、NPO法人等が独自に行っている金銭管理を利用しているケースも増えており、そういう所に対するチェック

機能についても検討していく必要がある。

- ・ 相談支援事業者やグループホーム事業者などにおいて、必要に迫られ、やむを得ず金銭管理を行っている場合も多く、そういう所を守っていかなければならない。
- ・ 社会福祉協議会と契約するまでの「つなぎ」として、隙間を埋める役割を担っているという側面もある。
- ・ 当部会に金銭管理を行っているNPO法人等に来ていただく形で、情報交換を行ってはどうか。

次年度に向けて

地域生活支援部会が設置されてから、本年度で4年目となりました。初年度に出し合った課題をもとに取り組みを重ね、今年度においても、毎回1つずつのテーマで議論してきましたが、やはり、1つのテーマにつき1回の議論では、深めていくことは難しく、また、初年度において整理された課題をもとに掘り下げてきたため、現場の課題認識との間にずれが生じているとの声もありました。

そういう現状を踏まえ、次年度においては、各区の自立支援協議会や障害当事者部会から出てきた課題をもとに、より集中的に議論すべきものを選んで、進めていくこととします。

また、各テーマについて1回の議論で終わるのではなく、数回にわたって集中的に議論することとし、必要な人にも参加していただきながら、深めていくこととします。